

官報

号外 昭和三十一年三月二十六日

○第二十四回 参議院會議録第二十五号

昭和三十一年三月二十六日(月曜日)午
前十一時三十七分開議

議事日程 第二十五号

昭和三十一年三月二十六日

午前十時開議

第一 永年在職議員表移の件
第二 肥料取締法の一部を改正する法律案(内閣提出) (委員長報告)

第三 急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出) (委員長報告)

第四 租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第五 日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第六 賠償等特殊債務処理特別会計法案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第七 科学技術庁設置法案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

○議長(河井彌八君) 諸般の報告は、朗讀を省略いたします。

去る二十三日議長において、左の常任委員の辭任を許可した。

内閣委員	佐野 廣君
同	伊能 芳雄君
同	長島 銀藏君
同	植竹 春彦君
同	山縣 勝見君
同	井上 清一君
同	法務委員 長島 銀藏君
同	文教委員 吉田 萬次君
同	社会労働委員 高木 正夫君
同	商工委員 大谷 贊雄君
同	西田 隆男君
同	田中 啓一君
同	新谷寅三郎君
同	石坂 豊一君
同	川村 松助君
同	森田 義衛君
同	木島 虎藏君
同	酒井 利雄君
同	龜田 得治君
同	永岡 光治君

議院運営委員 天田 勝正君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員	井上 清一君
同	酒井 利雄君
同	佐野 廣君
同	伊能 芳雄君
同	田中 啓一君
同	長島 銀藏君
同	西田 隆男君
同	森田 義衛君
同	川村 松助君
同	吉田 萬次君
同	山縣 勝見君
同	三木與吉郎君
同	木島 虎藏君
同	大谷 贊雄君
同	高木 正夫君
同	石坂 豊一君
同	植竹 春彦君
同	岡田 宗司君
同	相馬 助治君
同	龜田 得治君

同日地方行政委員会において当選した理事は左の通りである。
理事 伊能 芳雄君(伊能芳雄君の補欠)

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案 内閣委員会に付託
市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案 地方行政委員会に付託
森林開発公団法案 農林水産委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを農林水産委員会に付託した。
有益鳥獣の保護増殖及び狩猟の適正化等に関する特別措置法案(足立篤郎君外三名提出)

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。
公職選挙法の一部を改正する法律案(中村高一君外四名提出)

同日可決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。
万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律案
同日委員長から左の報告書を提出した。

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案可決報告書
租税特別措置法の一部を改正する法律案可決報告書
賠償等特殊債務処理特別会計法案可決報告書
科学技術庁設置法案可決報告書
肥料取締法の一部を改正する法律案可決報告書
急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部を改正する法律案可決報告書

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
電話設備負担臨時措置法の一部を改正する法律案
空港整備法案
臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
電話設備負担臨時措置法の一部を改正する法律案
空港整備法案
臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案

同日内閣から、地方財政法第三十条の二の規定による左の報告書を受領した。
地方財政の状況報告書

一昨二十四日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

- 内閣委員 井上 清一君
- 同 酒井 利雄君
- 地方行政委員 泉山 三六君
- 法務委員 小幡 治和君
- 同 長島 銀藏君
- 文教委員 西田 隆男君
- 同工委員 川村 松助君
- 同 吉田 萬次君
- 運輸委員 大谷 實雄君
- 建設委員 植竹 春彦君
- 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
- 内閣委員 長島 銀藏君
- 同 植竹 春彦君
- 地方行政委員 小幡 治和君
- 法務委員 泉山 三六君
- 同 井上 清一君
- 文教委員 吉田 萬次君
- 同工委員 大谷 實雄君
- 同 西田 隆男君
- 運輸委員 川村 松助君
- 建設委員 酒井 利雄君
- 去る二十三日商工委員会において当選した理事は左の通りである。
- 理事 西川弥平治君(古池信三君の補欠)
- 同 白川 一雄君(高橋篤君の補欠)

昨二十四日内閣から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを大蔵委員に付託した。

国の債権の管理等に関する法律案
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを大蔵委員に付託した。
接収費金庫等の処理に関する法律案

○議長(河井彌八君) これより本日の會議を開きます。
日程第一、永年在職議員表彰の件についてお諮りいたします。

国会議員としての在職期間二十五年以上の本院議員野田俊作君、一松定吉君、松野鶴平君に対し、院議をもつてその功勞を表彰いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕
○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。

なお、その表彰文につきましては、議長に一任されたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕
○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。

議員野田俊作君、君は国会議員としてその職にあること二十五年以上に及び、常に憲政のために力を尽されました。

参議院は、君の永年の功勞に対し、ここに院議をもつて表彰します。

〔野田俊作君起立、拍手〕

議員一松定吉君、君は国会議員としてその職にあること二十五年以上に及び、常に憲政のために力を尽されました。

参議院は、君の永年の功勞に対し、ここに院議をもつて表彰します。

〔一松定吉君起立、拍手〕

議員松野鶴平君、君は国会議員としてその職にあること二十五年以上に及び、常に憲政のために力を尽されました。

参議院は、君の永年の功勞に対し、ここに院議をもつて表彰します。

〔松野鶴平君起立、拍手〕

○議長(河井彌八君) 表彰文の贈呈方は、議長において取り計らいます。この際、三君から発言を求められております。順次発言を許します。野田俊作君。

〔野田俊作君登壇、拍手〕

○野田俊作君 一言ごあいさつを申し上げたいと存じます。

ただいま、特に院議をもつて御丁重なる表彰を賜りましたことは身に余る光榮でございます。まことに感謝の至りにたえません。

私、長く議席を汚しておりますものの、はなはだ微力にして、特に功勞として何もなく、ただ大過なく、いたずらに長い歳月を送つたにすぎないのでございませぬ。本日、はからずも、この光榮に浴しましたことは、ひとえに先輩諸賢、同僚各位の御懇切なる御指導と御鞭撻、また選挙民諸君の終始かわらざる御支援のためものと深く感謝いたしておる次第でございます。

終戦後、十余年を経て、わが国、民主政治の基盤はようやく固く、内外の期待と信頼が、その度を深めつつある今日、その荷せられたる責務の重大さを肝に銘じ、この後も、微力ながら民主政治確立のために、最善の努力を尽す覚悟でございます。

何とぞ、この後も相変らず御指導、御鞭撻を賜りますようにお願いいたします。

ここに感謝の意を表し、ごあいさついたします。(拍手)

○議長(河井彌八君) 一松定吉君。

〔一松定吉君登壇、拍手〕

○一松定吉君 皆様、ただいまは私のために、当院並びに来議院において、二十五年以上国政のため働いたという御趣旨のもとに、院議により表彰していただきましたことは、ほんとうに身に余る光榮でございます。

私は、多年国会に議席を持つてはおりましたけれども、これという何らの功績もありません。それにもかかわらず、本日のこの榮譽ある表彰にあずかりましたことは、ほんとうに感謝、感激にたえません。重ねて御礼を申し上げます。

御承知の通りに、私は、年はとつておりますけれども、まだ心身ともに至つて健全でございますから、今後とも、国家のために粉身碎骨、職務に精勵し、皆様の御厚志にお報い申し上げたいと考えております。また、選挙民諸君が、多年私を国会に送つていただきましたために、今日の榮譽を得るに至つたことと思つては、その御厚志に対しまして、これにお報いするために、従来に倍して国家のために働かなければならぬと決心いたしております。

こいねがわくは、関係各位におかれましては、私に対し、旧に倍してますます御指導、御鞭撻を賜わらんことを

切にお願いを申し上げまして、表彰に
対するお礼の言葉といたします。

いささか微意のあるところを申し上げ
まして、御厚意に対し、重ねて謝意
を表します。ありがとうございます。
(拍手)

○議長(河井彌八君) 松野鶴平君。

〔松野鶴平君登壇、拍手〕

○松野鶴平君 お礼を申し述べます。

ただいま、私も永年在職のかどに
よりまして、特に院議をもって御丁重
なる表彰をいただきましたことは、ま
ことに身に余る光栄と存する次第で
ございます。厚くお礼を申し上げます。

顧みますと、政界に身を投じ、初め
て立法院の一員となりましたのは、実
に大正九年のことに属するのでありま
す。自來、戦後の一時を除き、大体に
おきまして、引き続き久しきにわたり
まして議席を汚して参つたのでありま
す。その間、微力にして何ら功績の見
るべきものもなく、いたすに長い歳
月のみけみしましたことは、衷心さん
きにたえない次第でございます。それ
にもかかわらず、今日この光栄に浴し
ましたことは、ひっきょう同僚各位の
御親切なる御指導と、選挙民のかわら
ざる長年の御援助のためのものでござ
いまして、深く感激いたしておる次第
でございます。

なお、私どもの議員活動の舞台の大
部分が、衆議院であつたにもかかわり
ませず、ひとしく公選の議員として憲
政に微力を捧げたというゆえをもちま
して、本参議院において表彰を賜わりま
したことにつきましては、本院議員とし
ての経験すこぶる浅い私といたしまし
て、まことに恐縮にたえない次第で
ございます。各位の御厚情に対しまして、
格別に感謝いたしますとともに、今日
以後、さらに思いを新たにいたしまし
て、本院議員としての職責に邁進いた
したいと存する次第でございます。

以上、簡単ではございますが、深甚
なる謝意を表する次第でございます。
(拍手)

○議長(河井彌八君) 日程第二、肥料
取締法の一部を改正する法律案(内閣
提出)

日程第三、急傾斜地帯農業振興臨時
措置法の一部を改正する法律案(衆議
院提出)

以上、両案を一括して議題とするこ
とに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認
めます。まず、委員長の報告を求めま
す。農林水産委員会理事戸叶武君。

〔審査報告書は都合により追録に
掲載〕

肥料取締法の一部を改正する法律
案

右

国会に提出する。

昭和三十一年三月十三日

内閣総理大臣 鳩山 一郎

肥料取締法の一部を改正する法律
案

肥料取締法の一部を改正する法
律

肥料取締法(昭和二十五年法律第
百二十七号)の一部を次のように改
正する。

第二条第三項中「別表」を「政令」に
改める。

第三条第一項中「最小量」の下に
「又は最大量」を加える。

第四条第一項第三号中「を原料と
する配合肥料」を「が原料として配合
される普通肥料」に改める。

第六条第一項第一号中「以下同
じ。」を削り、同項第三号中「保証成
分量」の下に「その他の規格」を加え、
同項に次の一号を加える。

七 その他省令で定める事項

第十条第三号中「氏名」の下に「又

は名称」を加え、同条第五号中「保証
成分量」の下に「その他の規格」を加
え、同条第六号を削る。

第十一条中「生産業者にあつて
は生産する事業場に、輸入業者にあつ
ては」を削り、「その写をその他の
事業場」を「生産業者にあつては、そ
の写を当該肥料を生産する事業場」
に改める。

第十二条中第二項を削り、第四項
を第五項とし、第三項を第四項とし、
第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の登録の有効期間は、申請
により更新することができる。但
し、公定規格の変更により公定規
格に適合しなくなった普通肥料又
は公定規格の廃止により当該種類
につき公定規格の定がなくなった
普通肥料については、この限りで
ない。

3 第一項の仮登録の有効期間は、
その有効期間内に第九条第一項の
肥効試験に基く肥料の効果の判定
を行うことができない場合に限
り、申請により更新することがで
きる。

第十四条に次の一号を加える。

四 当該肥料の保証成分量又は登
録証若しくは仮登録証に記載さ

れたその他の規格を変更したと
き。

第十六条第一項中「更新したとき」
の下に「第九条第二項の規定によ
り仮登録を取り消したとき」を加え、
同項第三号中「保証成分量」の下に
「その他の規格」を加え、同項第四号
中「氏名」の下に「又は名称」を加え、
同条第二項を同条第三項とし、同条
第一項の次に次の一項を加える。

2 農林大臣又は都道府県知事は、
第十三条第一項又は第四項の規定
により前項第二号又は第四号の事
項に変更があつた旨の届出があつ
たときは、当該変更に係る事項を
公告しなければならない。

第十七条第四号中「氏名」の下に
「又は名称」を加え、同条第九号を同
条第十号とし、同条第八号の次に次
の一号を加える。

九 第二十五条但書の規定により
異物を混入した場合にあつて
は、その混入した物の名称及び
混入の割合

第十八条第一項後段中「販売業
者保証票及び次条第四項の規格外肥
料保証票」を「及び販売業者保証票」
に改め、同項第二号中「氏名」の下に
「又は名称」を加え、同項第三号中

「及び第九号」を、「第九号及び第十号」に改め、同項第四号中「年月日」を「年月」に改める。

第十九条の見出し中「禁止」を「制限」に改め、同条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「規格を下廻つた場合」を「規格に適合しなくなつた場合」に、「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十条中、「第十八条第一項各号又は前条第四項」を「又は第十八条第一項各号」に改め、「商号」の下に「並びに生産業者保証票又は輸入業者保証票にあつては荷口番号及び出荷年月」を加える。

第二十一条第一項中「施用上の注意又は原料の使用割合」を「施用上若しくは保管上の注意又は原料の使用割合その他その品質若しくは効果を明確にするために必要な事項」に改め、同条第二項を削る。

第二十二條第一項第一号及び第二十三條第一項第一号中「住所」の下に「〔法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕」を加える。

第二十五条に次のただし書を加える。

但し、政令で定める種類の普通肥料の生産業者が、農林大臣の許可を受け、当該許可に基き当該肥料の主成分の含有量を調整するためにする場合、この限りでない。

第二十八条を次のように改める。

第二十八條 削除

第三十四條第一項中「又は第二号」を削り、「第三号」を「第二号」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とする。

第三十八條第一号中、「第十八条第一項又は第十九条第四項」を「又は第十八条第一項」に改める。

第三十九條第一号中、「第十三条第三項、第五項若しくは第六項又は第二十八条」を「又は第十三条第三項、第五項若しくは第六項」に改め、同条第二号中「第二十一条第一項」を「第二十一条」に改める。

別表を削る。

附則

1 この法律は、昭和三十一年十月一日から施行する。
2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和三十一年三月十五日
衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 河井彌八郎

急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部を改正する法律案
急傾斜地帯農業振興臨時措置法(昭和二十七年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和三十三年三月三十一日」を「昭和三十一年三月三十一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔戸叶武君登壇、拍手〕

○戸叶武君 ただいま議題となりました肥料取締法の一部を改正する法律案及び急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部を改正する法律案について、農林水産委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

まず、肥料取締法の一部を改正する法律案について申し上げます。

現行の肥料取締法は、肥料の品質を保全し、その公正な取引を確保するため、肥料の規格の公定、登録、検査等を行い、もつて農業生産力の維持増進に寄与する目的をもつて、旧法にかわつて昭和二十五年第七回国会において制定され、その後、第十九回国会においてその一部を改正して今日に至っております。ところが、ここ数年間における技術の発達等に伴つて、肥料の種類や銘柄は複雑多岐をきわめ、さらに戦後わが国における肥料の生産は順調に進み、ここにおいて今次及び今後の肥料の供給及び流通の実情に對処して、一段と肥料の品質の保全に努め、その取引の公正を期することが必要であると認められるという見地に立つて、この法律案が提出されたのであります。

しかし、これがおもな内容は、大略次のようであります。すなわち第一は、保証する主成分の指定の改正でありまして、肥料が含有しているものとして保証する主成分の指定は、現行法においては法律の別表によつて行われているのであります。このように、これを法律の別表によることにしておることは、肥料の分化発達に機動的に應じられないらみがあるという理由

によつて、これを政令をもつて定めることにいたしましたのであります。なおこの際、従来行われてきました化成肥料及び配合肥料について、この兩者を區別する理由がほとんどないという考え方から、これを単一名稱の種別に統一することが考慮せられております。第二は、登録事項の改正でありまして、現行法におきましては、公定規格で定められている事項に關しては、保証成分量、すなわち肥料が含有すべき主成分の最小量についてのみ登録することになっていたのであります。これを改めて、保証成分量ばかりでなく、含有する主成分の最大量、含有を許される有害成分の最大量等、規格で定められているその他の事項についても登録することにしたのであります。従つて、これに違反した肥料は譲渡を制限する等の行政処分を行うことができることとなるのであります。第三は、異物混入に關する規定を設けたことでありまして、現行法においては、肥料にその品質が低下するような異物を混入してはならないことになっておりますが、今回の改正によつて、政令で定める特定の種類の肥料については、農林大臣の許可を受け、その許可に基いてその肥料の主成分の含有量を調整する

こととなるのであります。第三は、異物混入に關する規定を設けたことでありまして、現行法においては、肥料にその品質が低下するような異物を混入してはならないことになっておりますが、今回の改正によつて、政令で定める特定の種類の肥料については、農林大臣の許可を受け、その許可に基いてその肥料の主成分の含有量を調整する

ためにする場合に限って異物を混入することができるとしたのであります。

以上のほか、登録証または仮登録証の備付義務、登録または仮登録の有効期間、保証票無貼付肥料の譲渡、保証書の記載事項、関係業者の業務施設の表示義務、登録証等の書きかえ等の事項について改廃を施したのであります。

委員会におきましては、農林当局から、本法律案の提案の理由並びに本法律案審査の前提である現行肥料取締りの現況及び本法律案の内容等について詳細な説明を聞き、続いて質疑に入り、農林及び通産当局との間に、現行肥料行政機構の当否、肥料及び農薬等の使用が水産業に及ぼす被害及びその防止、肥料市場及び肥料価格の調整、肥料検査施設、特に都道府県のこれら施設の現況及びこれが整備方針、肥料の含有保証主成分の指定を政令にゆだねることにすることの当否、単肥の自家配合、市販配合肥料及び化成肥料の三者の利害得失、これら三者についての当局の指導奨励方針、今回計画されているように、現行市販配合肥料と化成肥料とを統合して複合肥料とするにこの当否、農業協同組合を肥料取締法の適用対象とするにこの当否、肥料生

産技術の改良に関する政府の方針及びその対策、保証成分の最大量を規定しよとすもの例及びその理由、保証票の取扱ひ方、特定の場合に異物混入を認めることにする理由、その他、肥料行政に関する基本的な事項から、肥料取締りに関する現実的な事項にわたる各般の問題について、慎重な質疑応答が行われたのであります。その詳細は会議録に譲ることを御了承願いたいのであります。

かくして質疑を終り、討論に入りましたところ、別に発言もなく、続いて採決の結果、本法律案は全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

現行の急傾斜地帯農業振興臨時措置法は、急傾斜地帯における農業生産の基礎条件を、すみやかにかつ総合的に整備して、農業生産力を高め、もって農業経営の安定と農民生活の改善をはかり、あわせて国民経済の発展に寄与する目的をもつて、昭和二十七年に制定され、昭和三十三年三月三十一日まで五年間の限時法となつております。ところが、本法実施後四カ年間の

実績を見ますと、事業の進捗度は計画に対して約二割弱にすぎないのであります。今後なすべき多くの事業が残り、しかも急傾斜地帯の農業経営の改善と農業生産力の増強をはかりますことは、わが国農業の特質からみて、ますます必要なことである、かつ、この地帯の農家の経済向上のためにも無視することができないという見解をもつて、本法の有効期間を五カ年延長して、昭和三十七年三月三十一日までとしよとするのが、本法律案の提案の趣旨及びその内容であります。

委員会におきましては、提案者代表及び政府当局から、本法律案の提案の理由、現行法による急傾斜地帯農業振興事業計画及びその実績、本改正法律案による今後の事業計画等について説明を聞き、続いて質疑に入り、提案者代表並びに農林及び大蔵当局との間に、今回の改正により、平年十億円、五カ年間に総計五十億円の経費を必要とすることになつてはいるが、その予算的措置、本法の適用を受ける土地改良事業の対象面積は現在二十町歩以上となつてはいるが、かような措置の当否並びにこれを五町まで緩和することにこの当局の所見等について、質疑応答が行われたのであります。これが内容の詳細については会議録に譲ることを御了承願いたいのであります。しかし、ここで本法が成立の場合、「これが実施に必要な経費の予算的措置については、今後できるだけ努力したい」旨を大蔵当局から答えられていることを一言申し添えておきたいと存じます。

かくして質疑を終り、討論に入りましたところ、重政委員から、次のようにな、すなわち、「政府は本法に基いて施行せんとする土地改良事業について、急傾斜地帯の事情にかんがみ、本法の趣旨に従つて施行面積の制限、現在二十町を極力緩和し、五町までは必ずその対象として取り上げべきである」との付帯決議を付して、本法律案に賛成の旨を述べられ、続いて三橋委員から、事業計画を総合的に完全実施できよう、必要にして十分な予算的裏づけを希望して賛成があり、かくして討論を終り、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて、重政委員提出にかか

る付帯決議を付して、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告申し上げます。(拍手)
○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて両案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(河井彌八君) 日程第四、租税特別措置法の一部を改正する法律案
日程第五、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案
日程第六、賠償等特殊債務処理特別会計法案(いづれも内閣提出、衆議院送付)
以上、三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕
○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。まず、委員長長の報告を求めます。大蔵委員長岡崎辰一君。
〔審査報告書は都合により追録に掲載〕
租税特別措置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月二十六日 参議院会議録第二十五号 租税特別措置法の一部を改正する法律案外二件

昭和三十一年三月二十二日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 河井 彌八郎

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項中「第五条第一項に規定する事業」を「日本経済の健全な発展のため外国資本又は外国技術の導入を必要とする事業」に改め、同条第二項中「第五条第一項」を「同項」に改め、同条第三項中「第五条第一項」を「第一項」に改め、同条次に次の一項を加える。

第一項に規定する事業の種類は、大蔵大臣がこれを定めて公表する。

第四条第一項中「住所を有しないもの」の昭和二十五年から昭和三十年までの各年における「住所を有しないもの」のうち次の各号に規定する者の昭和三十一年から昭和三十五年までの各年における当該各号に掲げる「に改め、「又は退職所得」を削り、「同法第九条第五号又は第六号」を

「当該給与所得に係る同法第九条第五号」に改め、同項に次の四号を加える。

一 日本経済の健全な発展に資するものとして大蔵大臣の指定する事業を営む法人その他の団体に勤務する者が当該法人その他の団体から支払を受ける給与所得

二 学術の研究、教育の普及その他公益を目的とする事業を行ふ法人その他の団体で国際文化交流に資するものとして大蔵大臣の指定するものに勤務する者が当該法人その他の団体から支払を受ける給与所得

三 学校教育法第一条に規定する大学又は高等学校(同法第九十八条の従前の規定による大学、大学予科又は専門学校を含む。)の教員がこれらの学校の教員として支払を受ける給与所得

四 牧師その他宗教の布教に従事する者がその所属する宗教上の組織から支払を受ける給与所得

収入金額を「同項各号に掲げる給与所得の収入金額から当該給与所得の同法の施行地における支払に因る収入金額」に、「前項の規定の適用については、」を「同項の規定の適用については、」に改め、同条第三項中「所得税法の施行地における支払に因る給与所得」を「所得税法の施行地における支払に因る同項各号に掲げる給与所得」に、「その者を」前項の規定により同法の施行地における支払に因る収入金額とみなされる金額を含むものとし、その者に、「第七号」を「第六号」に、「所得の金額との合計額」を「所得の金額を、その者が第一項各号に掲げる給与所得以外の給与所得を有するときは、当該給与所得の収入金額を、それぞれ加算した金額とする。」に改め、「第一項の規定にかかわらず、」を削り、「同法の施行地外における支払に因る給与所得」を「同法の施行地外における支払に因る同項各号に掲げる給与所得」に、「については、これを第一項に規定する同法の施行地における支払に因る給与所得の収入金額に加算して同項の規定を適用する。」を「は、第一項の規定の適用については、同項各

号に掲げる給与所得の同法の施行地における支払に因る収入金額とみなす。」に改め、同条第四項を次のように改める。

第一項に規定する者の昭和三十二年から昭和三十五年までの各年の所得税法の施行地における支払に因る同項各号に掲げる給与所得の収入金額(前二項の規定により同法の施行地における支払に因る収入金額とみなされる金額を含む)がその年中の当該各号に掲げる給与所得の収入金額の百分の六十(昭和三十三年にあつては百分の七十、昭和三十四年にあつては百分の八十、昭和三十五年にあつては百分の九十)に相当する金額に満たない場合においては、その満たない金額に相当する金額は、同項の規定の適用については、当該各年における同項各号に掲げる給与所得の同法の施行地における支払に因る収入金額とみなす。

所得税法第一条第一項に規定する者で同法の施行地に住所を有しないものの第一項に規定する各年における所得税については、同法第二十六条第一項第一号及び第二号の規定は、これを適用しない。

第一項各号に規定する者が所得税法第二十六条、第二十六条の二又は第二十九条第一項から第三項までの規定により提出する申告書には、これらの規定に規定する事項のほか、同法の施行地外において支払を受ける給与所得の収入金額その他命令で定める事項を記載しなければならない。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
2 改正前の租税特別措置法第四条から第五条の三までの規定の適用を受けることができた者の昭和三十年分以前の所得税については、なお従前の例による。
3 この法律の施行前に昭和三十一年分の所得税につき所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第二十九条第一項から第三項までの規定による申告書を提出した者及びこの法律の施行前に同年分の所得税につき同法第四十四条第五項において準用する同条第四項の規定による決定を受けた者は、当該申

告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につきこの法律の施行前に同法第四十条第五項において準用する同条第一項から第三項まで又は第六項の規定による更正があつたときは、その更正後の事項)につき改正後の租税特別措置法第四条の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、この法律の施行の日から起算して二月以内に政府に対し、更正の請求をすることができる。

4 前項の規定による更正の請求は、所得税法第二十七条第六項の規定による更正の請求とみなして、同条第七項及び第八項、同法第三十二条第三項並びに同法第七章の規定を適用する。この場合において、同法第三十二条第三項において準用する同法第三十一条第三項中「確定申告書又は損失申告書の提出期限」とあるのは、「租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第 号)の施行の日」とする。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十一年三月二十二日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 河井彌八郎

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律

日本輸出入銀行法(昭和二十五年法律第二百六十八号)の一部を次のように改正する。
第四十条中「三百五十億円」を「三百八十八億円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

賠償等特殊債務処理特別会計法

案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十一年三月二十二日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 河井彌八郎

賠償等特殊債務処理特別会計法案

(設置)

第一条 本邦が連合国(本邦と戦争状態にあつた国及びその領域の一部をなしていた国をいう。以下同じ)との間に締結する条約に基づいて行ふ賠償及び財産の補償その他本邦が連合国その他の国及びこれらの国民に対し、戦争の遂行の結果又は戦争の遂行若しくは連合国の軍隊による占領に關連して負担する債務(國債に係る債務を除く)で平和の回復に伴いその支払を要するものの処理(以下「賠償等特殊債務の処理」と総称する)に關する政府の經理を一般会計と区分して行ふため、特別会計を設置する。

(管理)

第二条 この会計は、大蔵大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(歳入及び歳出)

第三条 この会計においては、第四条の規定による一般会計からの繰入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、賠償等特殊債務の処理に充てるための経費及び附属諸費をもつてその歳出とする。
(一般会計からの繰入金)

第四条 賠償等特殊債務の処理に充てるため必要な金額は、予算で定めるところにより、毎会計年度、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。

(歳入歳出予算計算書の作成)

第五条 大蔵大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書を作成しなければならない。
(歳入歳出予算の区分)

第六条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。
(予算の作成及び提出)

第七条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第五条に規定する歳入歳出予算計算書を添附しなければならない。

(剰余金の繰入)

第八条 この会計において、毎会計年度の決算上剰余金を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。
(歳入歳出決算計算書の作成)

第九条 大蔵大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の又分により、この会計の歳入歳出決算計算書を作成しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。
2 前項の歳入歳出決算には、前条に規定する歳入歳出決算計算書を添附しなければならない。
(支出残額の繰越)

第十一条 この会計の毎会計年度の歳出予算における支出残額は、順次翌年度に繰り越して使用することができる。

2 大蔵大臣は、前項の規定による繰越をしたときは、会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定による繰越をしたときは、当該繰越については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。この場合においては、同条第三項の規定による通知は、必要としない。

一年度の歳入に繰り入れるものとする。

〔岡崎眞一君登壇、拍手〕

○岡崎眞一君 ただいま議題となりました三法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、租税特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。本案は、いわゆる居住外国人に対する所得税の特別措置が、昨年末をもって期限満了となつたことに伴い、日本経済の健全な発展に資する事業体の勤務者等に限定して、暫定的な経過措置を講じようとするものであります。従来、居住外国人に対する課税は、給与所得等のうち、国内支払額と送金額との合計額についてのみ課税することを原則とする国内払い課税方式と、指定重要産業を営む法人が招聘した技術者等の所得についても、収入の半額を非課税とするなど、二つの特別措置によつて納税上有利な立場にあつたのであります。これは内外人平等の原則から当を得ていないと申さねばなりません。しかし、昨年末まで実施されておりましたものを、この際一律に廃止することは、居住外国人の租税負担は急

増することとなりますので、一定暫定的な経過措置を設け、その経過期間が過ぎる昭和三十六年以降は、本来の課税に復することが適當であるかと考へられますので、今回半額課税方式についてはこれを廃止し、国内払い課税方式についてのみ所要の改正を加へ、昭和三十五年まで暫定的に存置しようとするものであります。

改正の要点を申し上げますと、第一点は、従来、居住外国人の給与所得と退職所得の全部について適用されておりました特典を、給与所得のうち、日本経済の健全な発展に資する事業で、大蔵大臣の指定する法人等から支払いを受けるもの等に限つて適用することとしております。第二点は、昭和三十三年から三十五年までの間は、最低課税限度を設け、国内払い分の額が多寡にかかわらず、昭和三十三年は給与総額の六割、三十三年分は七割、三十四年分は八割、三十五年分は九割に課税することとし、三十六年分以降からは全額課税することとしております。

買戻を終了し、討論に入りましたところ、岡委員より、「居住外国人に対する特別措置は、諸外国にも例がないし、また、従来あまりにも恩典を与へ過ぎたきらいがあるから、五年の経過措置は長過ぎ、少くとも三年程度に短縮すべきであつて、独立国になつた今日、政府はもつときぜんとした態度をもつて処理されたい」との反対意見が述べられ、ついで土田委員より、岡委員と同様な趣旨で、「経過措置が長過ぎるから、将来適当な時期において改正されたい」との要望を付して賛成意見が述べられました。

かくて採決の結果、多数をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、日本輸出入銀行の資本金三百五十億円を三百八十八億円に増額し、ようとする内容であります。昭和三十年度予算において、産業投資特別会計から日本輸出入銀行へ百四十億円の

十億円の財源のうち、砂糖等の特殊物

資特別会計から七十億円を産業投資特別会計に繰り入れる予定でありましたが、これに関する法案が不成立となり、産業投資特別会計に七十億円の不足が生じたのであります。そこで産業投資特別会計から日本開発銀行へ貸付予定の六十億円を日本輸出入銀行の出資に充て、日本開発銀行の方は市中銀行に肩がわりさせたのであります。

従つて、日本輸出入銀行に対する百四十億円出資の当初の予定が百三十億円にとどまつたのであります。昭和三十一年度においては、産業投資特別会計からの出資は四十八億円を予定しているものであります。前に述べました十億円を差し引きますと、三十八億円の資本金増加となるのであります。資本金を三百八十八億円にいたそうとするものであります。なお、三十一年度において、日本輸出入銀行は資金運用部特別会計から百九十七億円の借入れが予定されております。

本案の審議の詳細につきましては、會議録によつて御承知を願ひとうございます。

買戻を終了し、討論、採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

買戻を終了し、討論、採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

第十二条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

2 一般会計の昭和三十年年度の歳入歳出の決算上の剰余金のうち、昭和二十九年度から昭和三十年年度に繰り越した一般会計に属する平和回復善後処理費及び連合国財産補償費の経費の金額並びに同年度の一般会計に属する賠償等特殊債務処理費の経費の金額で同年度の出納の完結までに支出済とならなかつたもの(昭和三十一年度に繰り越したものを除く)に相当する金額は、財政法第四十一条の規定にかかわらず、この会計の昭和三十

一年度の歳入に繰り入れるものとする。

買戻を終了し、討論、採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

最後に、賠償等特殊債務処理特別会計法案について申し上げます。

本案は、ビルマ、フィリピン等、旧連合国に対する賠償、旧連合国財産の補償、また本邦の戦争遂行によるタイ特別円、戦時クレーム等の損害補償及び債務、その他連合国軍隊による占領に關連して負担する放物資代金等の債務など、対外特殊債務の処理が逐次その進捗を見つつある現状にかんがみまして、これらの賠償等特殊債務の処理に關する經理を明確にするとともに、その実施を円滑にするため、一般會計と区分して、新たに賠償等特殊債務処理特別会計を設置しようとするものであります。

内容の概略を申し上げますと、第一に、この會計は一般會計からの繰入金等をもつてその歳入とし、賠償等特殊債務の処理に充てるための経費等をその歳出としております。第二点は、この會計における毎會計年度の決算上の剰余金は、翌年度の歳入に繰り入れることとし、またその年度の支出残額は、順次翌年度に繰り越し使用することができるとしてあります。なお、その他特別會計に必要な事項を規定してあります。

本案の審議におきましては、賠償文

渉の現況、三十一年度の歳出予定等について質疑応答がありました。詳細は會議録によつて御承知を願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。

まず、租税特別措置法の一部を改正する法律案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(河井彌八君) 次に、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案、賠償等特殊債務処理特別会計法案。

以上、両案全部の問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて両案は全会一致をもつて可決せられました。

○議長(河井彌八君) 日程第七、科学技術庁設置法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長小柳牧衛君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

科学技術庁設置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十一年三月一日
衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 河井彌八君

(小字及び一は衆議院修正)

科学技術庁設置法案
科学技術庁設置法

(目的)

第一条 この法律は、科学技術庁の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置)

第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項の規定に基いて、總理府の外局として、科学技術庁を設置する。

(任務)

第三条 科学技術庁は、科学技術の振興を図り、國民經濟の發展に寄

与するため、科学技術(人文科学のみに係るもの及び大学における研究に係るものを除く。以下同じ。)に關する行政を総合的に推進することをその主たる任務とする。

(権限)

第四条 科学技術庁は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、次に掲げる権限を有する。ただし、その権限の行使は、法律(法律に基く命令を含む。)に従つてなされなければならない。

一 予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支払をすること。

三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。

四 所掌事務の遂行に直接必要な事務用品、研究用資材等を調達すること。

五 不用財産を処分すること。

六 職員の内免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

七 職員の厚生及び保健のため必要な施設をし、及び管理すること。

八 職員に貸与する宿舎を設置し、及び管理すること。

九 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。

十 科学技術庁の公印を制定すること。

十一 科学技術(原子力の研究、開発及び利用(以下「原子力利用」といふ)を含む。以下次号及び第十三号において同じ。)に關する基本的な政策を企画し、立案し、及び推進すること。

十二 關係行政機關の科学技術に關する事務の総合調整を行うこと。

十三 關係行政機關の試験研究機關の科学技術に關する経費及び關係行政機關の科学技術に關する試験研究補助金、交付金、委託費その他これらに類する経費の見積の方針の調整を行うこと。

十四 原子力利用に關する試験研究の助成を行うこと。

十五 前号に掲げるもののほか、科学技術に關し、多数部門の協力を要する総合的試験研究及び各種研究に共通する基礎的試験研究について助成を行うこと。

<p>(他の行政機関の所掌に属することを除く。)</p> <p>十六 資源の総合的利用のための方策一般に関する事務を行うこと。(他の行政機関の所掌に属することを除く。)</p> <p>十七 所掌事務に関する統計及び調査資料を作成し、頒布し、又は刊行すること。</p> <p>十八 発明及び実用新案の奨励を行い、並びにこれらの実施化を推進すること。</p> <p>十九 所掌事務の周知宣伝を行うこと。</p> <p>二十 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基く命令を含む。)に基き科学技術庁に属させられた権限</p> <p>(内部部局)</p> <p>第五条 科学技術庁に、長官官房及び次の四局を置く。</p> <p>企画調整局</p> <p>原子力局</p> <p>資源局</p> <p>調査普及局</p> <p>(長官官房の事務)</p> <p>第六条 長官官房においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 機密に関すること。</p>	<p>二 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。</p> <p>三 長官の官印及び庁印を保管すること。</p> <p>四 公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。</p> <p>五 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。</p> <p>六 行政財産及び物品を管理すること。</p> <p>七 職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。</p> <p>八 行政の考査を行うこと。</p> <p>九 科学技術に関する制度一般の企画及び立案に関すること。</p> <p>十 法令案の審査及び庁務の総合調整に関すること。</p> <p>十一 前各号に掲げるもののほか、科学技術庁の所掌事務で他局の所掌に属しない事務に関すること。</p> <p>(企画調整局の事務)</p> <p>第七条 企画調整局においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 科学技術(原子力利用に関するものを除く。以下次号から第四号までにおいて同じ。)に関する</p>	<p>基本的な政策の企画、立案及び推進に関すること。</p> <p>二 関係行政機関の科学技術に関する事務の総合調整に関すること。</p> <p>三 関係行政機関の試験研究機関の科学技術に関する経費及び関係行政機関の科学技術に関する試験研究補助金、交付金、委託費その他これらに類する経費の見積の方針の調整に関すること。</p> <p>四 科学技術に関し、多数部門の協力を要する総合的試験研究及び各種研究に共通する基礎的試験研究の助成に関すること。(他の行政機関の所掌に属することを除く。)</p> <p>五 科学技術に関し、日本学術会議への諮問及び日本学術会議の答申又は勧告に関すること。</p> <p>六 航空技術研究所及び金属材料技術研究所に関すること。</p> <p>七 株式会社科学研究所に関すること。</p>
<p>(原子力局の事務)</p> <p>第八条 原子力局においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 原子力利用(大学における研究に係るものを除く。以下第二</p>	<p>号、第三号及び第十号において同じ。)に関する基本的な政策の企画、立案及び推進に関すること。</p> <p>二 関係行政機関の原子力利用に関する事務の総合調整に関すること。</p> <p>三 関係行政機関の試験研究機関の原子力利用に関する経費及び関係行政機関の原子力利用に関する試験研究補助金、交付金、委託費その他これらに類する経費の見積の方針の調整(並びにこれらの経費の配分計画)に関すること。</p> <p>四 核燃料物質及び原子炉に関する規制に関すること。</p> <p>五 放射性同位元素の利用の推進に関すること。</p> <p>六 放射線医学の総合的研究に関すること。</p> <p>七 原子力利用に伴う障害防止の基本に関すること。</p> <p>八 原子力研究所及び原子燃料公社に関すること。</p> <p>九 原子力利用に関する試験研究の助成に関すること。</p> <p>十 原子力利用に関する研究者及び技術者の養成訓練に関すること。</p>	<p>号、第三号及び第十号において同じ。)に関する基本的な政策の企画、立案及び推進に関すること。</p> <p>二 関係行政機関の原子力利用に関する事務の総合調整に関すること。</p> <p>三 関係行政機関の試験研究機関の原子力利用に関する経費及び関係行政機関の原子力利用に関する試験研究補助金、交付金、委託費その他これらに類する経費の見積の方針の調整(並びにこれらの経費の配分計画)に関すること。</p> <p>四 核燃料物質及び原子炉に関する規制に関すること。</p> <p>五 放射性同位元素の利用の推進に関すること。</p> <p>六 放射線医学の総合的研究に関すること。</p> <p>七 原子力利用に伴う障害防止の基本に関すること。</p> <p>八 原子力研究所及び原子燃料公社に関すること。</p> <p>九 原子力利用に関する試験研究の助成に関すること。</p> <p>十 原子力利用に関する研究者及び技術者の養成訓練に関すること。</p>
<p>(調査普及局の事務)</p> <p>第十条 調査普及局においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 科学技術(原子力利用及び資源の総合的利用に関するものを</p>	<p>二 資源の総合的利用に関する内外の動向の調査及び分析に関すること。</p> <p>三 資源の総合的利用に関する統計の作成に関すること。</p> <p>四 前各号に掲げるもののほか、資源の総合的利用に関し他の行政機関の所掌に属しない事務に関すること。</p> <p>(資源局の事務)</p> <p>第九条 資源局においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 資源の総合的利用のための方策一般に関すること。(他の行政機関の所掌に属することを除く。)</p>	<p>二 資源の総合的利用に関する内外の動向の調査及び分析に関すること。</p> <p>三 資源の総合的利用に関する統計の作成に関すること。</p> <p>四 前各号に掲げるもののほか、資源の総合的利用に関し他の行政機関の所掌に属しない事務に関すること。</p> <p>(資源局の事務)</p> <p>第九条 資源局においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 資源の総合的利用のための方策一般に関すること。(他の行政機関の所掌に属することを除く。)</p>
<p>一 資源の総合的利用に関する内外の動向の調査及び分析に関すること。</p> <p>二 資源の総合的利用に関する統計の作成に関すること。</p> <p>三 資源の総合的利用に関する内外の動向の調査及び分析に関すること。</p> <p>四 前各号に掲げるもののほか、資源の総合的利用に関し他の行政機関の所掌に属しない事務に関すること。</p> <p>(資源局の事務)</p> <p>第九条 資源局においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 資源の総合的利用のための方策一般に関すること。(他の行政機関の所掌に属することを除く。)</p>	<p>二 資源の総合的利用に関する内外の動向の調査及び分析に関すること。</p> <p>三 資源の総合的利用に関する統計の作成に関すること。</p> <p>四 前各号に掲げるもののほか、資源の総合的利用に関し他の行政機関の所掌に属しない事務に関すること。</p> <p>(資源局の事務)</p> <p>第九条 資源局においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 資源の総合的利用のための方策一般に関すること。(他の行政機関の所掌に属することを除く。)</p>	<p>二 資源の総合的利用に関する内外の動向の調査及び分析に関すること。</p> <p>三 資源の総合的利用に関する統計の作成に関すること。</p> <p>四 前各号に掲げるもののほか、資源の総合的利用に関し他の行政機関の所掌に属しない事務に関すること。</p> <p>(資源局の事務)</p> <p>第九条 資源局においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 資源の総合的利用のための方策一般に関すること。(他の行政機関の所掌に属することを除く。)</p>

除く。以下次号において同じ。）
 二 科学技術に関する統計の作成に關すること。
 三 科学技術庁の所掌事務に關する統計及び調査資料の頒布及び刊行に關すること。
 四 發明及び実用新案の奨励並びにこれらの実施化の推進に關すること。
 五 科学技術庁の所掌事務に關する広報及び啓発に關すること。
 (長官)
 第十一條 科学技術庁の長は、科学技術庁長官とし、國務大臣をもつて充てる。
 2 科学技術庁長官(以下「長官」といふ)は、科学技術の振興及び資源の総合的利用を図るため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し必要な資料の提出及び説明を求めることができる。
 3 長官は、科学技術の振興及び資源の総合的利用を図るため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し科学技術の振興及び資源の総合的利用に關する重要事項について勧告することができる。

4 長官は、前項の規定により関係行政機関の長に対し勧告をしたときは、当該行政機関の長に対し、その勧告に基いてとつた措置について報告を求めることができる。
 5 長官は、第三項の規定により勧告した重要事項に關し特に必要があると認めるときは、内閣總理大臣に対し当該事項について内閣法(昭和二十二年法律第五号)第六條の規定による措置がとられるよう意見を具申することができる。
 (特別な職)
 第十二條 科学技術庁に、次長一人を置く。
 2 次長は、長官を助け、庁務を整理する。
 3 科学技術庁に、科学審議官(三人以内を置く)を置く。
 4 科学審議官は、命を受け、科学技術庁の所掌事務に關する重要な方針の決定について長官を補佐する。
 第十三條 長官官房に官房長を、各局に局長を置く。
 2 官房長は、命を受け、長官官房の事務を掌理する。
 3 局長は、命を受け、局務を掌理する。

4 原子力局に、次長一人を置く。
 5 次長は、命を受け、局長を助け、局務を整理する。
 第十四條 長官官房及び各局に、科学調査官を置く。
 2 科学調査官は、命を受け、長官官房及び各局の所掌事務に參與する。
 3 航空技術研究所及び金属材料技術研究所に、科学研究官を置く。
 4 科学研究官は、命を受け、専門的事項の研究に従事する。
 5 科学調査官及び科学研究官の定数については、政令で定める。
 第十五條 科学技術庁に、顧問及び参事を置くことができる。
 2 顧問は、科学技術庁の所掌事務のうち、重要な施策に參與する。
 3 顧問は、非常勤とする。
 4 参事は、科学技術庁の所掌事務のうち、重要な事項に参与する。
 5 参事は、非常勤とする。
 (附屬機關)
 第十六條 科学技術庁に附屬機關として、次の機關を置く。
 航空技術研究所
 金属材料技術研究所
 (航空技術研究所)
 第十七條 航空技術研究所は、航空技術の向上を図るため必要な研究

及び試験並びに調査で、次の各号に掲げるものを行い、あわせて、その施設及び設備を関係行政機関の共用に供する機關とする。
 一 研究又は試験のため必要な施設及び設備を関係行政機関に重複して設置することが、多額の経費を要するため適當でないこと認められる場合における、その施設及び設備を必要とする研究及び試験
 二 委託に依りて行前号の施設及び設備を必要とする研究及び試験
 三 前各号の研究及び試験に伴う技術的調査
 2 航空技術研究所の施設及び設備は、航空技術の向上を図るため特に必要があると認められるときに限り、国の行政機関でないものに使用させることができる。

3 航空技術研究所は、東京都に置く。
 4 航空技術研究所の内部組織は、總理府令で定める。
 (金属材料技術研究所)
 第十八條 金属材料技術研究所は、金属材料その他これに類する材料の品質の改善を図るため必要な研究を行つ機關とする。
 2 金属材料技術研究所は、東京都に置く。
 3 金属材料技術研究所の内部組織は、總理府令で定める。
 (その他の附屬機關)
 第十九條 第十六條に規定するもののほか、次の表の上欄に掲げる機關は、科学技術庁の附屬機關として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載するのとおりとする。

種類	目的
科学技術審議會	科学技術に關する重要事項を審議すること。 ○並びに日本學術會議への諮問及び日本學術會議の答申又は勧告に關する事項
航空技術審議會	航空技術に關する重要事項を審議すること。
資源調査會	資源の総合的利用に關する重要事項を調査審議すること。
發明奨励審議會	發明及び実用新案の奨励に關する重要事項を審議すること。

昭和三十一年三月二十六日 参議院會議録第二十五号 科学技術庁設置法案

2 前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律、法律に基く命令を含む。)に別段の定がある場合を除くほか、政令で定める。

(定員)

第二十条 科学技術庁に置かれる職員は、別に法律で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 次に掲げる法律は、廃止する。

- 一 科学技術行政協議会法(昭和二十三年法律第二百五十三号)
- 二 資源調査会設置法(昭和二十七年法律第二百六十四号)
- 三 航空技術審議会設置法(昭和二十九年法律第二百二二号)

3 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第二号を削り、以下一号ずつ繰り上げる。

第五号第一項中「三局」を「二局」に改め、「原子力局」を削る。

第六号第一項第十三号中「原子力局の所掌に属するものを除く。」を削り、同項第十六号中「及び原子力局」を削る。

第九号 削除
第十号中「航空技術研究所」を削る。
第十四条を次のように改める。
第十四条 削除

第十五条第一項の表中

検査官資格審査会	検査官資格審査会 検査官法(昭和二十二年法律第六十一号)第二十三条第一項に規定する事項に関する審査を行うこと。
科学技術行政協議会	科学技術行政協議会法(昭和二十三年法律第二百五十三号)に基き日本学術会議と緊密に協力し、科学技術を行政に反映させるための諸方策及び各行政機関相互の間の科学技術に関する行政の連絡調整に必要な措置を審議すること。
航空技術審議会	航空技術審議会設置法(昭和二十九年法律第二百二二号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

検査官資格審査会
検査官法(昭和二十二年法律第六十一号)第二十三条第一項に規定する事項に関する審査を行うこと。

資源調査会
資源調査会設置法(昭和二十七年法律第二百六十四号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

電源開発促進法
電源開発促進法(昭和二十七年法律第二百八十三号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

電源開発促進法
電源開発促進法(昭和二十七年法律第二百八十三号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

改める。
第十七条中「経済企画庁」を「科学技術庁」に改める。
第十八条の表中
経済企画庁
経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)

経済企画庁	経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)
科学技術庁	科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第...号)

(原子力委員会設置法の改正)

4 原子力委員会設置法(昭和三十年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第七号第一項中「国務大臣」を「科学技術庁長官たる国務大臣」に改める。

第十五条中「総理府原子力局」を「科学技術庁原子力局」に改める。

(通商産業省設置法の改正)

5 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第二十七号第二十一号を次のように改める。

二十一 工業所有権に関する指導並びに意匠及び商標に関する奨励を行うこと。

第四十一条第一号を次のように改める。

一 工業所有権に関する指導並びに意匠及び商標に関する奨励を行うこと。

第四十七号第一項の表中

発明奨励
発明、実用新案又は意匠の奨励に関する事項を調査審議すること。

意匠奨励
意匠の奨励に関する事項を調査審議すること。

6 工業技術院設置法(昭和二十三年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

7 国家行政組織法の一部を次のように改正する。

別表第一総理府の項中「経済企画庁」を「科学技術庁」に改める。

(株式会社科学研究所法の改正)
8 株式会社科学研究所法(昭和三十年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

本則中「通商産業大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第十条中「通商産業省令」を「総理府令」に改める。
(職員引継)

9 この法律施行の際現に総理府原子力局、科学技術行政協議会事務局、資源調査会事務局及び航空技術研究所の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもつて科学技術庁の職員となるものとする。

〔小柳牧衛君登壇、拍手〕

○小柳牧衛君 たいだいま議題となりました科学技術庁設置法案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

政府は、本法案を提出した理由として、科学技術を振興し、国民経済の自立発展と生活水準の向上に役立たせることは、国内資源が乏しく、脆弱な経済基盤の上に、膨大な人口を擁するわが国にとっては、きわめて緊急かつ重大な問題であつて、現在、わが国は科

学技術全般に関する基本的な政策を企画、立案し、及び推進するとともに、関係各省庁の科学技術に関する行政の総合的調整を行つて行政機関を設ける必要に迫られている。これがため、政府としては、原子力利用を含めた科学技術に関する行政を総合的に推進する組織として、今回この法案を提出した次第であると説明いたしてあります。

次に、本法案の内容の主要な点を御説明いたしますと、まず、科学技術庁の所掌事務のおもなものは、科学技術に関する基本的な政策の企画、立案及び推進、関係行政機関の事務の総合調整及び科学技術に関する経費の見積り方針の調整、日本学術会議との連絡、試験研究の助成、原子力利用に関する事務等であり、しこうして科学技術庁の長官は内閣総理大臣をもって充てることとし、所管行政に関する重要事項につきましても、関係行政機関の長に対し報告を行い、その結果について報告を徴し、また特に必要と認めるときは、内閣総理大臣に対し、内閣法第六

条の規定に基づく措置をとるよう意見を具申することができることにされております。

次に、科学技術庁の組織としては、内局として、長官官房のほか、企画調整局、原子力局、資源局及び調査普及の四局を置き、またその所管行政が広範かつ専門的な分野にわたりますので、特別な職として顧問、参事、科学審議官、科学調査官、科学研究官等を置くことができることにされてあります。

次に、科学技術庁の付属機関といたしましては、研究機関として航空技術研究所及び金属材料技術研究所を設け、また審議機関として科学技術審議会、航空技術審議会、資源調査会及び発明奨励審議会を付置することになっております。なお、本法律案は、衆議院において修正議決されて当院に送付されたものであります。

内閣委員会は、本法律案審議のため、前後六回委員会を開き、その間、正力内閣大臣及び関係政府委員の出席を求めましたほか、参考人として、日本学術会議会長茅誠司君ほか二名より意見を聴取いたしました。この審議において、政府は、科学技術庁を将来省に昇格したき意向であること、また、従来わが国の行政の面で比較的軽視されてきた科学技術者の知識経験を今後十分生かし、これを尊重せんとする政

府の方針のもとに、科学技術庁の主要な職には科学技術者を充てる予定であること等の諸点が明らかにされました。

なお、本法律案の審議において、千葉委員より、「原案第五条には、科学技術庁の内部部局として、企画調整局ほか三局を置くことになっておるが、外局の庁に内部部局として置くことができるものは、官房、部及び課と限定されておる国家行政組織法第七条第二項の規定に照らし、原案第五条は国家行政組織法に抵触するものであるがゆゑに、この抵触を避けるためには、庁を省とするか、または局を部とすべきである。」次に、「科学技術庁長官の権限を規定した原案第十一条の規定中第五項の規定は、内閣制を乱すおそれがある。」「また、「人文科学に関する日本学術会議への諮問及び日本学術会議の答申及び報告に関する事項も、企画調整局の所掌事務となるよう、衆議院においては政府原案第七条第五号を修正したが、これがためには、科学技術庁の権限を規定しておる政府原案の第四条において、これに照応する規定を設けなければ首尾一貫しない。」との三点に

つきまして、政府の所見をたがされましたが、質疑の第一点につきましては、政府は、「近く国家行政組織法改正の機会に適當な改正をする方針である」旨、質疑の第二点につきましては、「第十一条第五項の規定がなくとも運用で行い得ると思ふが、その点を明らかにするため、念のために設けたものである」旨、質疑の第三点につきましては、「日本学術会議の意向を尊重して、科学技術の範囲をゆるめて行くこととしたものである」旨答弁されました。なお、その他の質疑応答につきましては、委員会会議録に譲りたいと存じます。

去る二十三日の委員会におきまして質疑を終了し、直ちに討論に入りましたところ、日本社会党を代表して千葉委員は、「人文科学のみにかかる科学技術に関する、日本学術会議への諮問及び日本学術会議の答申または報告の事務の総合に関するものが、企画調整局の権限に関する規定においてもこれらの事務を行ひ得るよう改めること、原案の第五条には、科学技術庁の内部部局として、企画調整局ほか三局を置くことになっておるが、国家行政組織法第七条の規定に照らし、これを企画調

官報(号外)

整部はか三部に改めること、原案第十条第五項の科学技術庁長官の権限に關する規定は、内閣法を乱るおそれがあるので、これを削除すること、以上の三点について原案に所要の改正を加える修正案を提出し、この修正部分を除いた原案に賛成する旨の発言があり、次いで緑風会を代表して島村委員は、「政府は科学技術振興の重要度とその緊急性にかんがみ、中央地方を通じて試験研究機関、特許行政機構に再検討を加え、科学技術庁をさらに整備拡充し、科学技術の振興を強力に推進すべきであるとの付帯決議案を提出し、原案に賛成する」旨の発言があり、最後に、野本委員より、「修正案には反対、原案及び付帯決議案には賛成する」旨の発言がありました。

討論を終り、まず千葉委員提出の修正案につき採決をいたしましたところ、賛成者少数をもって否決せられ、次いで原案について採決いたしましたところ、多数をもって衆議院送付の原案通り可決すべきものと議決されました。次いで島村委員提出の付帯決議案について採決いたしましたところ、多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 本案に対し討論の通告がございます。発言を許します。千葉信君。

〔千葉信君登壇、拍手〕

○千葉信君 私は日本社会党を代表して本法案に反対いたします。

国民経済の自立と発展のため、立ちおくれたわが国の科学技術の振興が刻下喫緊の要務であることには、われわれも異存がありません。しかし原子力研究を頂点とするわが国の科学技術の行政が、もしもかつての科学技術院のごとく、それが独善に陥り、あるいは国民生活に寄与するよりも、その破壊に役立つがごとき角度の行政が行われる等に対しては、敢てこれを警戒し、あくまでも民主的に、公明に運営されるものでなければならぬことも自明のことであり、そのためには科学技術庁の発給に当っては、その合理性、その民主性とともに、いやしくもその権限に明確さを欠いたり、あるいは現行行政法に抵触するがごとき疑義等に対しては、慎重かつ周到な用意のもとに十分に検討をさるべきものであって、如上の見地からいたしますれば、本法案がその立案の過程において先陣争いの傾向がつきまといつたこ

と、その修正に際しても、万全を期されたとは言いがたい個所が散見されること等は、きわめて遺憾と言わなければなりません。特にわれわれが修正案を提起する必要を認めざるを得なかつた次の諸点は、同時にまたわれわれがここに本法案に反対せざるを得なかつた要素ともなつたものであります。

その理由の第一は、国家行政組織法に違反する事実であります。国家行政組織法第七条によりますれば、外局としての庁設置に際しては、官房並びに部及び課を設けることとし、一局の設置は認められていないのであります。例外としての部局の設置を認める場合には、同法第二十一条及び付則第二十四条に確然と規定されているところであり、委員会の審議に際しては、政府はこの事実について、防衛庁の設置に際して前例ありとして、法違反の悪例をたてにとり、また科学技術振興の重要性に名をかり、あえて局を設けるに至つたとして、われわれの了承を求める態度に出たのであります。行政機関の組織の基準を定め、その組織を整備することを目的とした国家行政組織法が、かくのごとき、理由とはなり得ない理由のもとに、かくも簡單

に、ないがしろにされてかまわぬという考えそのものにも問題があるし、法制局、行政管理庁等が、当初このやりに反対をしたのにかかわらず、これを押し切つた独善ぶりそのものにも容赦できないものがあるのであります。

反対の第二は、科学技術振興の重要性に藉口して、行政権発動の根源をなす内閣法第四条を著しく歪曲していることであり、本法案第十一条第五項によりますれば、長官は各関係行政機関の長に対し、同条第三項に基いて勧告した事項について、もしもその措置に不満を有する場合は、さらに内閣総理大臣に対して、これを閣議で決定せしめるため、意見の申し出をすることができるといふ点であります。人事院のごとき第三者的立場で行う勧告の場合を除き、行政各機関が他の機関に対して行う勧告そのものは、さながら右手が左手に指図を与えるごときものであり、国会に対して、本来一体となつて責任を負うべき行政機関の内部でとられる措置としては、必ずしも当を得たものでないとする意見、任務と権限が明確に區別され、その上に立つて有機的な連絡をもつて行政に當るべき各行政機関内部に勧告云々の措置を認めること

は、相互の権限に混淆を来たすおそれありとする意見のあります中に、この第十一条第五項は、さらにその勧告がきかれなければ、もう一度総理大臣に対し閣議で決定させて、無理やり押し切つてもよいという、これはおそろべき独善的態度と言わなくてはなりません。いわんや閣議には、各閣僚がそれぞれの立場において、対等に議案を提出して審議を求め得るといふ内閣法第四条からすれば、これは科学技術振興の名に隠れた独裁であり、他にその事例を見ることができない行き過ぎであります。

反対の第三は、本法案による科学技術庁の権限の不明確という点であります。御承知の通り、任務権限を規制した第三条、第四条においては、人文科学についてはこれを排除しているのがあります。しかるに科学技術庁自体の任務外、権限外とした人文科学の分野も含めて、學術會議の諮問、答申、勧告が第七条企画調整局の行事務の項に規制され、それに差いて一たん排除した権限が単なる部局の事務規定で行使得るといふのだから、まさにこれは支離滅裂と言わなければなりません。日本學術會議から参考人として出席されました茅会長が、この疑問に鋭く触

れられたのは、しごく当然と言わなければなりません。

以上がその反対の主要な点でありすが、最後に申し上げたいことは、委員会に於ける審議に際しましては、これらの点について、その非を認める態度に終始された同僚委員中、是を是とし、非を非として修正の態度に出ようとされなかつたことは、きわめて遺憾なことであり、参議院の良識が居限りをむさぼり、与党また国会対策上の考慮から、これに同調してタヌキ寝入りに終始したことは、心ある国民の批判に値する態度と言わなければなりません。

以上をもつて私の反対討論といたします。(拍手)

○議長(河井彌八君) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は、終局したものと認めます。

これより本案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

本日の議事日程は、これにて終了いたしました。次会の議事日程は、決定次第公報をもつて御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。午後零時三十四分散会

○本日の会議に付した案件

一、日程第一 永年在職議員表彰の件

一、日程第二 肥料取締法の一部を改正する法律案

一、日程第三 急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部を改正する法律案

一、日程第四 租税特別措置法の一部を改正する法律案

一、日程第五 日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

一、日程第六 賠償等特殊債務処理特別会計法案

一、日程第七 科学技術庁設置法案

出席者は左の通り。

議長 河井 彌八君
副議長 重宗 雄三君
議員

梶原 茂嘉君 飯島連次郎君
井野 碩哉君 石黒 忠篤君
山川 良一君 森田 義衛君
森 八三一君 村上 義一君
宮城タマヨ君 三浦 辰雄君
早川 慎一君 野田 俊作君

中山 福藏君 豊田 雅孝君
土田国太郎君 竹下 豊次君
高瀬莊太郎君 杉山 昌作君
島村 軍次君 佐藤 尚武君
河野 謙三君 小林 武治君
小林 政夫君 後藤 文夫君
北 勝太郎君 伊能繁次郎君
武藤 常介君 大谷 鑿潤君
白波瀬米吉君 松原 一彦君
西岡 ハル君 井上 清一君
伊能 芳雄君 小澤久太郎君
青柳 秀夫君 佐藤清一郎君
酒井 利雄君 有馬 英二君
仁田 竹一君 関根 久藏君
吉田 萬次君 菊田 七平君
岡田 信次君 中川 幸平君
田中 啓一君 榊原 亨君
高橋進太郎君 上原 正吉君
藤野 繁雄君 西川甚五郎君
宮田 重文君 一松 政二君
植竹 春彦君 三浦 義男君
石原幹市郎君 寺尾 豊君
中山 壽彦君 池田宇右衛門君
鶴見 祐輔君 青木 一男君
西田 隆男君 野村吉三郎君
津島 壽一君 苦米地義三君
佐野 廣君 宮澤 喜一君
石井 桂君 雨森 常夫君
平林 太一君 西川弥平治君

白井 勇君 横山 フク君
高橋 衛君 深川タマエ君
最上 英子君 寺本 廣作君
青山 正一君 紅露 みつ君
秋山俊一郎君 高野 一夫君
横川 信夫君 松岡 平市君
野本 品吉君 平井 太郎君
川村 松助君 堀 末治君
西郷吉之助君 那 祐一君
杉原 荒太君 松野 鶴平君
吉野 信次君 笹森 順造君
黒川 武雄君 一松 定吉君
木村篤太郎君 石坂 豊一君
久保 等君 清澤 俊英君
山本 經勝君 安部キミ子君
岡 三郎君 河合 義一君
三輪 貞治君 三木與吉郎君
新谷寅三郎君 上條 愛一君
島津 忠彦君 岡崎 眞一君
重政 庸徳君 東 隆君
三橋八次郎君 小笠原三三男君
入交 太蔵君 小柳 牧衛君
川口爲之助君 平林 剛君
竹中 勝男君 内村 清次君
木内 四郎君 深水 六郎君
岩沢 忠恭君 山下 義信君
藤原 道子君 井上 知治君
草葉 隆圓君 野濤 勝君
村尾 重雄君 市川 房枝君

八木 幸吉君 須藤 五郎君
鈴木 一君 成瀬 暢治君
森崎 隆君 千田 正君
亀田 得治君 矢崎 三義君
菊川 孝夫君 小松 正雄君
吉田 法晴君 加瀬 完君
藤田 進君 湯山 勇君
千葉 信君 近藤 信一君
大倉 精一君 永岡 光治君
阿具根 登君 天田 勝正君
松浦 清一君 秋山 長造君
羽生 三七君 森下 政一君
阿田 宗司君 小酒井義男君
戸叶 武君 三木 治朗君

政府委員
経済企画 齋藤 憲三君
政務次官 山手 満男君
農林政務次官 大石 武一君

〔第二十号参照〕
〔特殊土じ、より地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案外一件の審査報告書は都合により追録に掲載〕

昭和三十一年三月二十六日 参議院會議録第二十五号

三三四

昭和三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部

十五円
(郵送料別)

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三二五